

# 高齢者虐待防止指針

訪問看護ステーション アスエイド 埼玉県川越市旭町 3-20-12 管理者：石澤明日香

## ■ 第1条 目的

高齢者虐待防止法および介護保険法関係法令に基づき、当ステーションにおける虐待の防止・早期発見・迅速な対応のための基本方針を定める。

## ■ 第2条 虐待の定義

身体的虐待・心理的虐待・性的虐待・経済的虐待・ネグレクトの5種類をいう（高齢者虐待防止法第2条第4項）。

## ■ 第3条 虐待防止委員会

- ・開催頻度：年2回以上（テレビ電話等 ICT 活用可）
- ・責任者：石澤明日香（管理者）
- ・委員：君成田早江（看護師）、治郎丸志乃（看護師）、君成田弘八（OT）
- ・開催結果は議事録に記録し、全スタッフへ周知する

## ■ 第4条 虐待防止のための措置

- ・管理者を虐待防止責任者とし、指針の周知・研修・委員会運営を統括する
- ・年1回以上、全スタッフ対象の虐待防止研修を実施する
- ・利用者・家族からの苦情・相談窓口を設置する（管理者対応）
- ・虐待または疑いを認知した場合、管理者へ即時報告し市町村・地域包括支援センターへ通報する

## ■ 第5条 虐待発生時の対応手順

- ①発見
- ②管理者へ即時報告
- ③事実確認・記録
- ④市町村・関係機関へ通報
- ⑤利用者の安全確保
- ⑥再発防止策の検討・実施

## ■ 第6条 記録・指針の見直し

対応記録は5年間保存する。本指針は年1回以上見直しを行い、必要に応じて改定する。